

【PCR検査キット配布に関する Q&A】

Q1 なぜ事業者にはPCR検査キットを配布するのか

A1 新型コロナウイルス感染症は、新たな変異株による感染拡大が懸念されるなか、感染予防対策を行いつつ、事業活動の継続が求められているからです。

Q2 配布の対象となる事業者はどのようなものか

A2 市内に拠点（工場、事務所、店舗等）がある中小企業、小規模事業者
NPO法人、社会福祉法人となります。

Q3 申請方法は？

A3 事前にPCR検査キット申込書に必要事項を記載し、商工課（中田1
40番地、市産業プラザ人材育成センター内）及び表郷・大信・東の
各庁舎にて申込書と引き換えにキットをその場で配布します。

申請書は市ホームページからダウンロードできます。

なお、商工課は、市役所本庁舎内には執務室がありませんので、ご注意ください。

Q 4 事業所としてではなく、従業員個人単位で申請することはできませんか。

A 4 申請できません。申請は事業所単位で行ってください。

Q 5 配布数に上限はあるのか

A 5 従業員数に応じてPCR検査キットを配布いたします。

Q 6 従業員数にはパート、アルバイトや派遣社員も含まれるのか

A 6 事業所に勤務していれば、雇用の形態に関わらず対象となります。

Q 7 従業員の住所が白河市外の場合も配布対象にしているのか

A 7 事業所の住所が市内であれば、配布対象となります。

Q 8 事業者への配布は何回まで？

A 8 原則は1回となりますが、従業員やその家族に感染者又は濃厚接触者が発生した場合、保健所による行政検査の対象とならない従業員に対しては、ご相談ください。

Q 9 検査はどのような方法で行うのでしょうか。

A 9 検査キットは唾液採取タイプとなります。唾液採取後の検体は、検査

キットのメーカーである（株）東亜産業で検査されます。

検体の回収は、（株）東亜産業の検体回収サービス（無料）をご利用いただけます。詳細は、取扱説明書及び（株）東亜産業のWEBサイトを確認ください。

（株）東亜産業 専用WEBサイト：<https://toa-pcr.com/>

Q 1 0 いつ検査をするのか

A 1 0 基本的には、事業所の判断にお任せいたしますが、従業員が市外・県外へ出張した場合、感染者との接触の疑いがあり不安である場合などに使用してください。

検査キットを配布した事により、必ず検査を実施する必要はありません。

Q 1 1 検査結果の確認は？

A 1 1 検査結果は（株）東亜産業のWEBサイト上で確認となります。

詳細は、取扱説明書及び（株）東亜産業のWEBサイトを確認ください。

（株）東亜産業 専用WEBサイト：<https://toa-pcr.com/>

Q 1 2 検査結果が「高リスク」となった場合の対応は？

A 1 2 本検査キットは、コロナ感染の陽性・陰性を確定するものではありません。このため、「高リスク」を判定された場合は、早急に「かかりつけ医」に相談するか、「福島県受診・相談センター 電話：0120-567-747」に連絡し、今後の指示を仰ぐようご説明下さい。

また、「低リスク」と判定された場合でも、発熱や喉の痛みなどの症状がある場合は、同様に「かかりつけ医」又は「福島県受診・相談センター」へ相談し、指示を仰ぐようご説明下さい。